

I. はじめに

12月10日に2022年度の税制改正大綱が公表されました。岸田内閣が掲げる「成長と分配の好循環」の実現に向けた賃上げ促進税制や高速通信規格「5G」通信網の整備を促す税制支援の延長、昨今の市場金利の低下を踏まえた住宅ローン控除の見直しや新型コロナウイルス禍に対応するための改正が盛り込まれました。今年最後のSeiwa Newsletter では、これらの税制改正のうち、主な項目について解説します。

II. 賃上げや投資を促すための措置

(1) 積極的な賃上げ等の促進

幅広い賃上げにつながる制度に改める狙いから、現行の大企業向け賃上げ税制の適用要件が、「新規雇用者の給与の

増加割合」から「継続雇用者の給与の増加割合」へ変更となり、併わせて税額控除の対象も、「新規雇用者の給与」から「雇用者全体の給与の増加額」へ変更されます。他方で、賃上げに消極的な大企業については、研究開発に関する税額控除の適用対象外とするなどの措置が強化されます。

中小企業向けの賃上げ促進税制は継続する雇用者だけでなく新規の雇用者も含む全体の給与総額に着目した制度としており、具体的な要件や控除率は下表の通りです。

人的資本の拡充を促す観点から、教育訓練費を増加させた場合には控除率を大企業で5%、中小企業で10%加算するなどの制度も見直され、それぞれ最大で30%及び40%（従来は20%及び25%）の税額控除が受けられる仕組みへと強化されます。控除の上限は引き続き法人税額の20%です。

適用は2022年4月1日以降開始する事業年度から2年間の時限立法となっています。

区分	項目	改正前	改正後		
			控除	加算①	加算②
大企業	要件	新規雇用者給与等支給額が2%以上増加	継続雇用者給与等支給額が3%以上増加	継続雇用者給与等支給額が4%以上増加	教育訓練費が20%以上増加
	税額控除	新規雇用者給与等支給額の15%	雇用者給与等支給増加額の15%	10%加算	5%加算
中小企業	要件	雇用者給与等支給額が1.5%以上増加	変更なし	雇用者給与等支給額が2.5%以上増加	教育訓練費が10%以上増加
	税額控除	雇用者給与等支給増加額の15%	変更なし	15%加算	10%を加算

(2) 住宅ローン減税の見直し

住宅ローン減税は、住宅ローンを組んでマイホームを取得あるいはリフォームする場合に、年末のローン残高に対して一定の税額控除を認めることで、住宅購入等を後押しする制度です。入居期限が2021年末でしたが、4年間延長されます。また、昨今の低金利により住宅ローン控除額が住宅ローン支払利息額を上回る「逆ざや」が問題視されていたため、控除率をこれま

での1%から0.7%へと引き下げる一方、新築住宅に係る減税の期間は原則10年から13年へと拡大されます。

なお、脱炭素社会の実現に向けて、減税対象となる借入限度額を住宅の省エネ性能に応じて細かく分類し、省エネルギー住宅の普及を促す制度へと改正されます。そのため、所定の省エネ基準を満たさない一般住宅については、2023年末までに建築確認を受けたもののみ当該制度が適用できます。

控除率	改正前		控除対象借入限度額 (新築住宅のケース)	改正前	改正後(入居期限)	
	年末ローン残高の1%	年末ローン残高の0.7%			~2023年末	~2025年末
減税期間						
新築	10年(消費税10%で取得した住宅は13年)	13年	認定長期優良住宅 認定低炭素住宅	5,000万円	5,000万円	4,500万円
中古	10年	10年	ZEH(ゼロ・エネルギー・ハウス) 水準省エネ住宅	4,000万円	4,500万円	3,500万円
所得要件	3,000万円以下	2,000万円以下	省エネ基準適合住宅	4,000万円	4,000万円	3,000万円
入居期限	2021年末	2025年末	上記以外の一般住宅	4,000万円	3,000万円	2,000万円

(3) オープンイノベーション促進税制の拡充

本税制は、スタートアップ企業への出資を促すため、国内外の非上場企業に対し、大企業であれば1億円以上、中小企業であれば1,000万円以上の出資をした場合、出資額の25%を法人税の課税所得から差し引く制度です。払込期限を2022年3月末から2024年3月末へと2年延長した上で、出資を受け入れるスタートアップ企業のうち売上高に占める研究開発費の割合が10%以上の赤字会社については、これまで設立10年未満とされていた要件が15年未満へ緩和されます。また、出資した側の株式保有期間についても、従来の「5年以上」から「3年以上」に短縮されます。

(4) 5G導入促進税制の見直し

高速通信規格「5G」通信網の整備を促すため2020年度に導入された税額控除等については、2025年3月末まで3年間延長されることとなりました。30%の特別償却に変更はありませんが、税額控除を選択した場合、控除率は3年間で段階的に引き下げられます。当該税制には携帯電話事業者による「全国5G」と工場や農地などエリアを限定した「ローカル5G」の2種類があります。このうち、ローカル5Gと全国5Gのうち過疎地域整備分に係る控除率は2023年3月末までは現行の15%に据え置いた後、9%→3%と下がり、全国事業者向けのうち過疎地域以外の整備分については、比較的整備が進んでいることを背景に9%→5%→3%となります。

年度	ローカル5G	全国5G	
		地方部	都市部
～2023年3月末	15%	15%	9%
～2024年3月末	9%	9%	5%
～2025年3月末	3%	3%	3%

III. 新型コロナウイルスの影響を踏まえた対策

(1) 交際費課税の特例措置の延長

中小企業が支出した交際費等について、定額控除限度額（800万円）までの損金算入を認める措置は2022年3月末が期限となっていたが、これが2024年3月末まで延長されます。新型コロナウイルスにより打撃を受けた飲食店の需要を喚起し、中小企業の経済活動の活性化を支援する狙いがあります。

(2) 緊急小口資金等の特例貸付に係る非課税措置の創設

コロナ禍で収入が減少し、一時的又は生活再建までの間に生活資金が必要な方に対して、最大200万円の緊急小口資金等の特例貸付が実施されています。この特例貸付については従来、償還が免除された場合には債務免除益として課税

対象となっていました。今回の改正により、「特別定額給付金」や「子育て世帯生活支援特別給付金」と同様に非課税所得となります。

(3) 固定資産税等の負担軽減措置

コロナ禍の対策として2021年度に限り、地価が上昇しても税額を据え置く特例措置が実施されていましたが、固定資産税等は地方自治体の主要財源であること等から、住宅地向けは予定どおり2021年度で終了し、一定の商業地については2022年度に限り、地価上昇に伴う課税標準の上昇幅を本則の半分(2.5%)に抑える措置が講じられます。

IV. 納税環境の整備

(1) 電子取引データの保存に関する猶予措置

2021年度の電子帳簿保存法（いわゆる電帳法）の改正により、電子データで授受した請求書や領収書等については、2022年からは紙出力による保存が認められず、タイムスタンプの付与や検索機能を確保した上で、電子的に保存することが求められます。しかしながら、システム整備や社内の体制構築が間に合わないといった声があがっていたため、以下の条件を満たす場合、2023年12月末までは紙出力による保存が可能となります。

- 所轄税務署長が電子的に保存することができなかったことについてやむを得ない事情があると認めた場合
- 出力書面を整然とした形式及び明瞭な状態で保存し、提示又は提出の求めに応じることができるようにしている場合

(2) 財産債務調書制度の見直し

従来、財産債務調書の提出義務者は各種所得金額の合計額が2,000万円を超え、かつ、その年の12月31日において、その価額の合計額が3億円以上の財産を保有している場合等が規定されていました。今回の改正により、2023年分以降の財産債務調書については、10億円以上の高額の財産を有する資産保有者は、所得基準によらず当該調書の提出が必要となります。

一方で、提出期限が翌年の3月15日から6月30日へと緩和されるほか、記載を省略することができる家庭用財産の取得価額が100万円から300万円へと引き上げられます。

ご質問等は下記までお願いいたします

メール : research@seiwa-audit.or.jp

ウェブサイト : <http://www.seiwa-audit.or.jp/contact/>